

(再々委託以降(3回以上委託)の場合に使用します。「汎用版」とセットで使用します。)

この行程管理票は、フロン・回収破壊法第19条の3及び第20条の2に基づくもので、フロン類の引き渡しの再委託を受けた取次者がさらに他の取次者に再々委託して第一種フロン類回収業者に依頼する場合に「汎用版」と合わせて使用します。(運用は以下のとおりです)

- G票:再委託承諾書**(記入者:取次者(2) 機器の所有者)
 - ・取次者(2)が、フロン類の引き渡しをさらに取次者(3)に再委託する場合に、再委託承諾書として使用します。取次者(2)は、この書面に機器の所有者の承諾をもらいます。この書面は、承諾した機器の所有者が3年間保存します。
- H票:再委託承諾書 兼 委託確認書**(記入者:取次者(2))
 - ・取次者(2)が、再委託する取次者(3)への委託確認書として使用します。この書面は、取次者(2)が3年間保存します。
- I票:再委託承諾書 兼 委託確認書**(記入者:取次者(3))
 - ・取次者(3)が、フロン類の引き渡しを回収業者に依頼又は取次者(4)に再委託する場合に使用します。この書面は、取次者(3)が委託確認書として3年間保存します。
- J票:再委託承諾書 兼 委託確認書**(記入者:取次者(3))
 - ・取次者(3)が、フロン類の引き渡しを回収業者に依頼又は取次者(4)に再委託する場合に使用します。この書面は、回収業者又は取次者(4)へ委託確認書として、E・F票と一緒に回付します。

※さらに、取次者(4)以降に再委託する場合は、上記取次者(2)を取次者(3)、取次者(3)を取次者(4)、取次者(4)を取次者(5)に読み替えます。その後、再委託するごとに読み替えます。

